

北谷町新型インフルエンザ等 対策行動計画について

北谷町役場 保健衛生課

目次

1. 北谷町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要
2. 政府行動計画の概要
3. 政府行動計画の対策項目
4. 政府行動計画の時期区分
5. 各行動計画の位置づけ
6. 北谷町行動計画の改定の考え方
7. 北谷町新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)概要

北谷町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

計画の性格

町行動計画は、政府行動計画及び県行動計画に基づき、町内における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、町が実施する措置等を定めるもの。

(参考) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

(市町村行動計画)

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2～8（略）

市町村行動計画について（法第8条）

市町村行動計画の作成

市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

市町村行動計画に定める事項

- 一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
 - 二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
 - 三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 - 四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項
- 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。（第3項）
- 前条第3項及び第8項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。（第7項）
- 3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。（法第7条第3項）

市町村行動計画作成後の手続き

- 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。（第4項）
 - ※この場合において、県知事は、必要な助言をすることができる。（第5項）
- 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。（第6項）

市町村行動計画の変更について

市町村行動計画の変更の必要性について

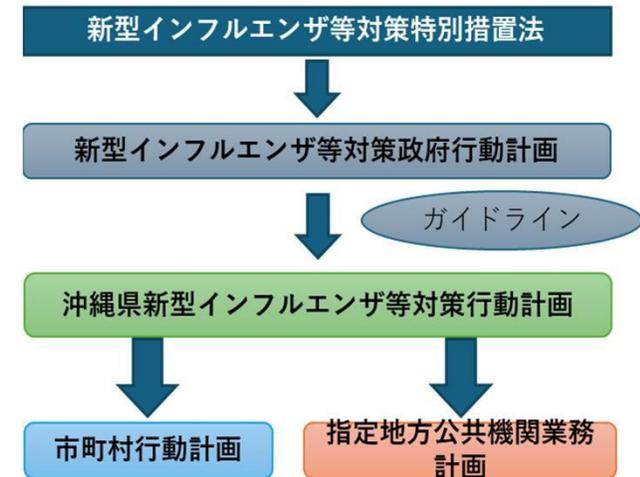
- 新型コロナ対応や関係法令の改正等を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画の全面改定がなされた。これを受けて県では、令和2年以降の新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、また、令和6年7月に改定が閣議決定された政府行動計画に基づき、平成25年10月に策定した沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画について、専門家による検討や関係者からの意見聴取等を経て、令和7年3月に改定を行った。
- 市町村行動計画については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）により、「市町村は、都道府県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を作成する。」と定められていることから、県行動計画の改定完了後、市町村行動計画の変更を行う必要がある。

市町村行動計画の変更完了の時期について

- 感染症有事への備えをいち早く整えるため、市町村行動計画の変更は、概ね令和8年7月（都道府県行動計画の1年後）までに完了させるのを目途とする。
（令和6年12月26日 内閣官房内閣感染症危機管理統括庁 事務連絡）

政府行動計画及び県行動計画との関係性について

- 市町村行動計画は、特措法第8条第2項に掲げる事項を定める必要があり、また、政府行動計画及び都道府県行動計画の考え方と整合性をもって作成されることが必要である。（令和6年12月26日市町村行動計画作成の手引き）



政府行動計画の改定概要

【政府行動計画の改定概要】

新型コロナの経験を踏まえ、令和6年7月2日に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を閣議決定し、約10年ぶりの抜本的な改定を行った。新型コロナや新型インフルエンザだけでなく、ほかの呼吸器感染も念頭に、幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すとの考えから策定された。

<改定前の計画との比較>

| 記載項目 | H29.9 改定計画 | R6.7 改定計画 |
|---------|----------------------------------|-------------------|
| 対象とする疾患 | 「病原性の高い新型インフルエンザ等」を念頭 | 「幅広い呼吸器感染症」を念頭 |
| 時期区分 | 「未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期」の5期 | 「準備期、初動期、対応期」の3期 |
| 対策項目 | 実施体制等の「6項目」 | 「13項目」に拡充(本町は7項目) |

政府行動計画の対策項目

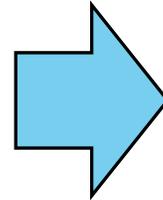
①、④、⑥、⑦、⑪、⑫、⑬は
北谷町必須項目

| 対策項目 | |
|--------------------------|---------------------------|
| ① 実施体制 | ⑧ 医療 |
| ② 情報収集・分析 | ⑨ 治療薬・治療法 NEW |
| ③ サーベイランス | ⑩ 検査 NEW |
| ④ 情報提供・共有、サーベイランス | ⑪ 保健 NEW |
| ⑤ 水際対策 NEW | ⑫ 物資 NEW |
| ⑥ まん延防止 | ⑬ 国民生活及び国民経済の安定の確保 |
| ⑦ ワクチン NEW | |

政府行動計画の時期区分

現計画

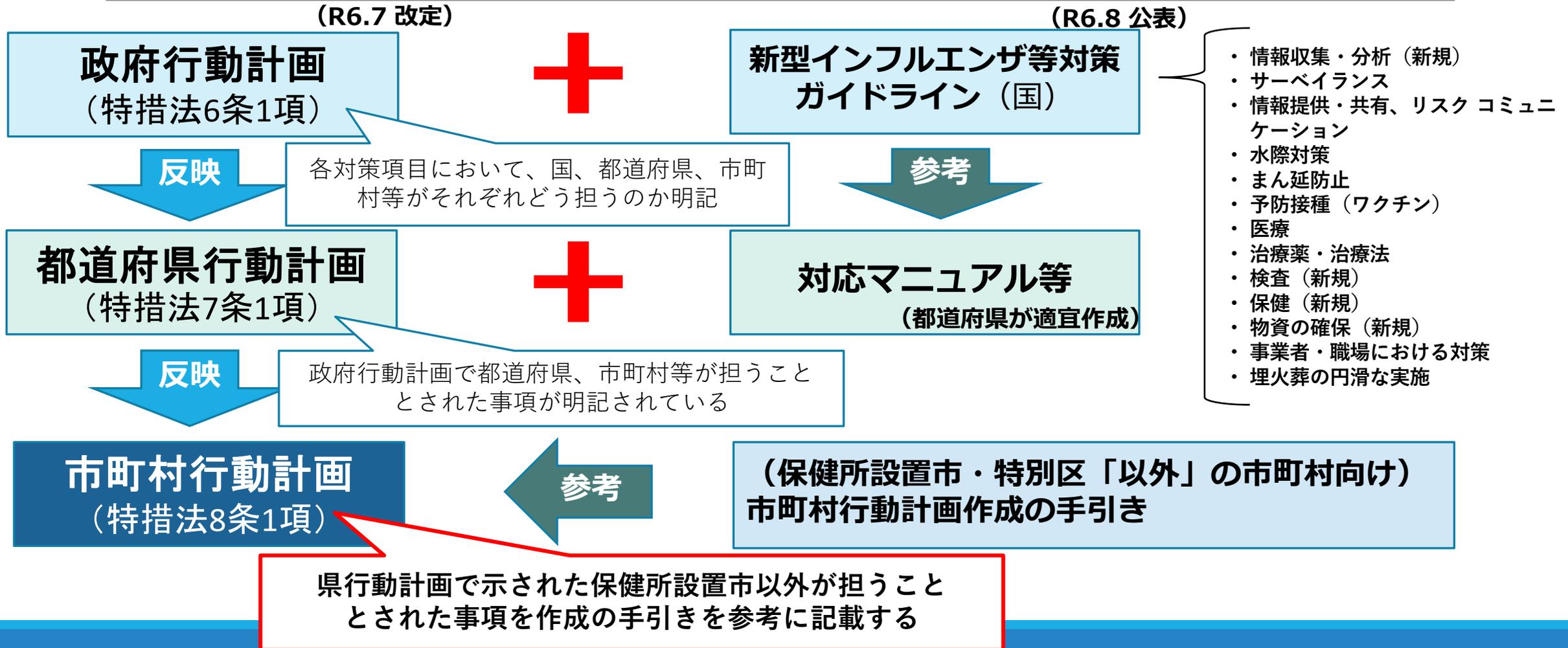
| | |
|-------|--|
| 未発生期 | 新型インフルエンザ等が発生していない状態 |
| 海外発生期 | 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 |
| 国内発生期 | 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているか、すべての患者の接種歴を疫学調査で追える状態 |
| 国内感染期 | 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 |
| 小康期 | 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 |



改定計画

| | | |
|-----|--------|--|
| 準備期 | 発生前の段階 | |
| 対応期 | A | 国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階 |
| | B | 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期 |
| | C-1 | 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期 |
| | C-2 | ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 |
| | D | 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 |

各行動計画等の位置づけ



北谷町行動計画改定の考え方

【計画の目的】

感染拡大の抑制と町民の生命・健康の保護

町民生活・地域経済への影響の最小化

- 実施体制やまん延防止、町民生活等について、幅広い関係部局・関係機関と連携して検討
- 政府行動計画や県行動計画、市町村向けの手引きを踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症対応での経験等を反映

北谷町新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）概要

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な方針

【町行動計画 P5】

新型インフルエンザ等対策を行う上で、次の2点を主たる目的として対策を講ずる。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
2. 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

【町行動計画 P5～】

1. 新型インフルエンザ等の発生状況は不確定要素が大きいいため、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。
2. 町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみだけでなく、様々な状況で対応できるように、対策の選択肢を示すものである。
3. 新型インフルエンザ等が発生した際には、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

【町行動計画 P7～】

対策を実施する上で、7つの項目に留意する。

(1)平時の備えの整理や拡充、(2)感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え、(3)基本的人権の尊重、(4)危機管理としての特措法の性格、(5)関係機関相互の連携協力の確保、(6)感染症危機下の災害対応、(7)記録の作成や保存

対策推進のための役割分担

【町行動計画 P11～】

国、県、町、医療機関、指定（地方）公共機関、登録事業者、一般の事業者、町民それぞれが対策を行っていき、町は住民に最も近い行政単位であるため、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められている。

北谷町新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）概要

対象とする感染症

【町行動計画 P4】

- ① **新型インフルエンザ等感染症**: 新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型新型コロナウイルス感染症
 - ② **指定感染症**: 当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
 - ③ **新感染症**: 全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
- ※計画では、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の幅広い呼吸器感染症を念頭に置くこととしている。

町行動計画における対策項目等

【町行動計画 P14~16】

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ① 実施体制 | ⑤ 保健 |
| ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | ⑥ 物資 |
| ③ まん延防止 | ⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保 |
| ④ ワクチン | |

北谷町新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）概要

複数の対策項目に共通する横断的視点

【町行動計画 P16~17】

| | |
|-----------------|---|
| I. 人材育成 | 感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。 |
| II. 国と県、市町村との連携 | 新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国と県、町の連携体制を平時から備えておくことが不可欠である。 |
| III. DXの推進 | 迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。 |

町行動計画等の実行性確保

【町行動計画 P18】

| | |
|-------------------|--|
| (1) 機運の維持 | 新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えに対する機運の維持を図る。 |
| (2) 実践的な訓練の実施及び参加 | 訓練の実施やそれに基づく点検や改善に継続的に取り組み、県が実施する訓練等に積極的に参加する。感染症有事の際の迅速な体制移行及び感染症対策の実行につなげる。 |
| (3) 定期的な行動計画の見直し | 新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画等の見直しが行われた場合は、政府行動計画や県行動計画に基づき、町行動計画の見直しを行う。 |

① 実施体制

| | 準備期 (P.19) | 初動期 (P.19～20) | 対応期 (P.20) |
|-------|---|---|---|
| 所要の対応 | <p><実践的な訓練の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国、県と連携し発生に備えた訓練の実施 <p><体制整備・強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要な人員の確保、町業務継続計画の見直し等 <p><国や県等との連携強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ○平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練の実施 ○町内の関係団体等と情報交換、連携体制を構築 | <p><発生が確認された場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国、県が対策本部を設置した場合に、町は必要に応じて対策本部設置することを検討 ※県対策本部設置(国の対策本部の設置後) ○準備期の体制整備を踏まえ、全庁的な対応 ○予算の確保及国から財政支援について検討 | <p><基本となる実施体制の在り方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国が緊急事態宣言を発出した場合は町対策本部を直ちに設置 ○国、県の対処方針に基づき対策の実施 ○職員の派遣・応援への対応 ○予算の執行及び国の財政支援の活用 ○緊急事態解除宣言が発出された場合は遅滞なく町対策本部を廃止する。 |

② 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

【町行動計画P.21～23】

| | 準備期 (P.21～) | 初動期 (P.22) | 対応期 (P.23) |
|-------|--|---|--|
| 所要の対応 | <p><発生前の情報提供・共有></p> <ul style="list-style-type: none"> ○県等と連携し、基本的な感染症対策などについての情報提供 ○リスクコミュニケーションの体制整備 ○対象の属性に応じて情報ツールは異なるため適切な方法で実施できるよう調査・検討 ○県等と連携し保育所、学校、高齢者施設等に対し情報提供・共有 ○高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚が不自由な方に対して配慮した情報提供・共有 ○観光協会、商工会、宿泊施設等を通しての情報提供を行うための体制、手段の検討 <p><県と町における感染状況等の情報提供・共有></p> <ul style="list-style-type: none"> ○県から町への発生時の患者等の情報連携方法について整理 <p><双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国からの要請を受けて、町コールセンター等の設置準備 | <ul style="list-style-type: none"> ○準備期に整備した実施体制について、本格的に体制を強化し情報提供・共有・リスクコミュニケーションを行う。 ○受け手に応じた適切な配慮をした情報提供 ○県等と連携し、地域の実情を踏まえた情報提供・共有 ○国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○初動期の対応の継続 ○県等と連携し科学的知見等に基づく情報を提供・共有 ○県等と連携しリスク評価に基づき見直される方針の情報提供・共有 ○国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。 |

③ まん延防止

| | 準備期 (P.24) | 初動期 (P.24) | 対応期 |
|-------|--|--|--|
| 所要の対応 | <p>＜発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及 ○感染が疑われる場合は、相談センター等に指示を仰ぐことや不要不急の外出を控える等、理解促進を図る。 | <p>＜まん延防止対策の準備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県等からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備 | <ul style="list-style-type: none"> ○準備期、初動期の対応の継続 |

④ ワクチン

| | 準備期 (P25～) | 初動期 (P29～) | 対応期 (P32～) |
|---------------|---|---|--|
| 所要 の 対応 | <p><ワクチンの接種に必要な資材></p> <ul style="list-style-type: none"> ○予防接種に必要な資材の内容や確保方法の確認を行う <p><ワクチンの供給体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ○接種に必要な体制構築を行う上で、必要な協力関係を構築する <p><接種体制の構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員の報告を行う ○住民接種の接種体制のシミュレーションを行う（会場、接種の優先順位、医療従事者数、予約方法等） <p><情報提供・共有></p> <ul style="list-style-type: none"> ○町民等に予防接種についてわかりやすい情報提供を行う <p><DXの推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国が進める予防接種事務のデジタル化が実現されるようシステム等の整備を進める | <p><接種体制の構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ○速やかな接種体制の構築を行う（資材・接種会場・医療従事者の確保、国が示すワクチン供給量や接種実施方法の確認等） ○コールセンターやデータ入力など外部委託を積極的に活用する ○関係機関と連携し、施設入所者など会場での接種が困難な者の接種体制を構築する | <p><必要な資材の供給></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国から供給されるワクチン等を医療機関へ分配する ○供給に滞りや偏りが生じた場合、県を中心に地域間の融通を図る <p><接種体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて施設等を活用し、接種会場の増設等を検討する <p><健康被害救済></p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康被害救済制度の申請を希望する者からの相談等に対応 <p><情報提供・共有></p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定接種及び住民接種のほか、定期接種の必要性についても、引続き周知に取り組む |

⑤ 保健

【町行動計画 P36】

| | 準備期 | 初動期 | 対応期 (P36) |
|-------|-----|-----|---|
| 所要の対応 | — | — | ＜対応業務の実施＞ ○県が実施する健康観察に協力する ○当該患者や濃厚接触者に対して、日常生活を営むために必要なサービスの提供、物品の支給に協力する |

⑥ 物資

【町行動計画 P37】

| | 準備期 (P37) | 初動期 (P37) | 対応期 (P37) |
|-------|---|-------------------|-------------------|
| 所要の対応 | ＜感染症対策物資等の備蓄等＞ ○対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄する（災害備蓄と相互に兼ねる） | ○準備期に引き続き物資等を備蓄する | ○準備期に引き続き物資等を備蓄する |

⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

| | 準備期 (P38) | 初動期 (P38～) | 対応期 (P39～) |
|---------------|---|---|---|
| 所要 の 対応 | <p>＜物資及び資材の備蓄＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染症対策物資等のほか、所掌事務等に係る対策に必要な食料品・生活必需品等を備蓄する（災害備蓄と相互に兼ねる） ○事業者や町民に対しマスクや消毒液等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する <p>＜支援等の準備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者等への生活支援（見回り、介護、食事提供等）等の具体的手続きを検討する | <p>＜遺体の火葬・安置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う | <p>＜心身への影響に対する施策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自殺、メンタルヘルス、高齢者のフレイル、こどもの発達・発育等への対策を講ずる <p>＜教育及び学びの継続＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の臨時休業等の要請がなされた場合必要に応じ教育等の継続への支援を行う <p>＜生活関連物資等の価格の安定＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ関係団体等に対し、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う <p>＜事業者及び町民等に対する支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対策措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、事業者への必要な財政措置等を公平性にも留意し講ずる |